

第 81 回

愛知県消費生活審議会会議録

平成 29 年 7 月 31 日
於 愛知県庁本庁舎 6 階正庁

愛知県県民生活部県民生活課

目 次

会議録（要旨）	1
次 第	13
配付資料一覧	14

1 開 会

○事務局（県民生活課長）

ただいまから平成 29 年度第 1 回愛知県消費生活審議会を開催いたします。

県民生活部県民生活課長の柴田でございます。議長へ引き継ぐまでの司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、鳥居県民生活部長からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○鳥居県民生活部長

本日は、大変お忙しい中、平成 29 年度第 1 回愛知県消費生活審議会に、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃から、本県消費者行政の推進に、格別の御理解と御協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

さて、改めて申し上げるまでもなく、私たちは、日々、様々な商品やサービスを購入・利用しながら、生活を送っておりまして、衣食住すべてに関わる「消費生活」を安心して営むことができる社会づくりは、暮らしの安心につながる重要な課題でございます。

しかしながら、高度情報化・国際化の進展によりまして、消費者被害が複雑・多様化するとともに、高齢者等の消費者被害の深刻化、食をめぐる消費者トラブルといったように、消費者の安全・安心を脅かす様々な問題が生じております。

このため、本県では、平成 27 年 3 月に策定しました「あいち消費者安心プラン 2019」に基づきまして、「県民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現」、これを目指して、110 項目にわたる様々な取組を、関係部局と連携して進めているところです。

本日の審議会では、本プランの平成 28 年度の実施状況について、御説明申し上げまして、その確認と評価を行っていただくこととしております。

また、本審議会は、平成 27 年度から、消費者教育推進法第 20 条に基づく消費者教育推進地域協議会としても位置付けられておりますので、消費者教育・啓発事業の実施内容についても、御報告をさせていただきます。

どうか、委員の皆様方には、忌憚のない御意見をいただければと存じます。

最後になりますが、県といたしましては、今後とも、市町村や関係団体の方々と連

携し、県民の皆様が、安心・安全な消費生活を営むことができるよう、消費者行政を積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様方の御支援、御協力をお願いいたします。簡単ではございますが、冒頭の私からのあいさつとさせていただきます。

○事務局（県民生活課長）

始めに、昨年度の審議会から、委員の交代がありましたので御紹介をさせていただきます。細谷孝利委員に代わり、愛知県商工会議所連合会専務理事の小川秀樹委員です。

○小川委員

11月に愛知県商工会議所連合会の専務理事に就任しました小川と申します。よろしく申し上げます。

○事務局（県民生活課長）

次に、資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧を御覧ください。次第、配席図、委員名簿と資料1～7は事前に郵送させていただいております。参考資料につきましては、あいち消費者安心プラン2019の冊子以下7点を、本日、机上に配付させていただいております。お手元にない資料がございましたら、事務局の方へお申し出ください。

続いて、審議会の開催にあたり、定足数の確認をさせていただきます。本日は、20名の委員の内16名のご出席をいただき、過半数の方のご出席をいただいておりますので、審議会規則第4条第3項に基づく定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは、審議会規則第4条第2項により、審議会の議長は会長が行うこととなっております。以後の進行につきまして、東会長、よろしくお願いいたします。

3 議 事

あいち消費者安心プラン2019の実施状況の確認・評価について

○議長（東会長）

改めまして、皆様、こんにちは。本日は、今年度第1回の消費生活審議会というこ

とで、よろしくお願いいたします。

本日の審議会では、ただいま御案内がございましたように、「あいち消費者安心プラン2019」につきまして、平成28年度の実施状況に関して、委員の皆様方から様々な御意見をいただきたいと思いますと思っております。

消費者行政の充実が強く求められている中で、本審議会の果たす役割もますます重要になっているところでございます。

プランに掲げました施策を着実に推進していただきますため、しっかりと、本日、確認・評価を行ってまいりたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、審議会の円滑な運営にどうぞ御協力をいただきたく、よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、審議会運営要領第3に基づき、公開とされております。

なお、本日は1名の傍聴を許可しておりますのでご了承願います。傍聴の方は、お配りした「傍聴人の心得」を遵守してくださいますようお願いいたします。

最初に、審議会運営要領第5の規定により、審議会では、「会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名押印する」こととされております。今回は、松島一恵委員と十河幸代委員の2名にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。

本日の議題は、「あいち消費者安心プラン2019の実施状況の確認・評価について」でございます。平成28年度の実施状況につきまして、事務局から御説明をいただき、その後に委員の皆様方から御意見を頂戴したいと思います。

なお、本プランは、消費者教育推進法第10条に基づく、消費者教育推進計画を含んでおりますので、「主体性のある消費者の育成」といった観点からの御意見もお願いいたします。それでは、事務局から御説明をお願いします。

○事務局（青木主幹）

（資料1～3に基づき説明）

○議長（東会長）

御説明ありがとうございました。ただいま、事務局より「あいち消費者安心プランの実施状況の確認・評価」ということで、主に、資料1に基づきまして、実施状

況の説明がございました。大きな3つの目標に対しまして、それぞれ、29、44、37の施策がございまして、全部で110施策ということでもございました。また、実施状況をまとめたものが、資料1の表紙のところに出ておりますが、110の施策のうち、A評価が94、B評価が10、C評価が3、評価なしが3、評価なしは該当するようなことがなかったということでもございました。

そのほか、資料2についても補足をしていただきました。数値目標に関する一覧でもございます。それから、資料3は、地方消費者行政強化作戦に関する本県の状況ということで、国の目標に対してどうかということでもございました。数点今少しのところもございましたが、概ね良好な経過となっているようでもございます。それでは、これらにつきまして、どこからでも結構でございますので、お気づきの点、御質問などございましたら、お願いしたいと思っております。

特に、冒頭申し上げましたように、3つの目標の中の、2番目の目標「主体性のある消費者の育成」、こちらが消費者教育推進計画に該当する部分でもございます。消費者教育推進法に基づきまして、この推進計画と、それから、この審議会自体が地域協議会になっているという観点もあるということでもございますので、そのあたりにつきましても、御質問、御意見があればお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

○吉田委員

愛知消費者協会の吉田と申します。よろしくお願ひいたします。まず、第1の「消費生活総合センターの設置」というところで、今後についてお伺ひしたいと思ひます。東三河及び新城設楽の相談室を愛知県消費生活総合センターに集約し、ということでも、もちろんそれは、進んでいくことだと思ひますけれど、それとともに、現在、広域連合で取り組んでいるということです。今後のそれぞれの地域における方向性と、それから、広域連合との連携は、現在、どのように行われて、今後、どのように行おうとされているのか教えていただきたいと思ひます。

○事務局（青木主幹）

市町村でもかなり消費生活センターをつくっていただきまして、資料には、東三河と新城設楽だけがございまして、強化作戦の方で説明させていただきましたように、海部地域や知多地域でも既に消費生活センターをかなりつくっていただい

ております。現在、県の相談窓口としましては、消費生活総合センターと西三河の相談室が残っているのみとなっております。計画では、消費生活総合センターひとつに集約していくということで、今年度に入りまして、西三河地域でも、市町村の消費生活センターができていますので、より連携をとりながら、センターを設置いただきまして、31年4月までにはひとつに集約していきたいと考えております。市町村のセンターはできたばかりで、いろいろな取組でお困りのことも出てくると思います。県の相談員もいろいろなアドバイスをしたり、巡回指導を実施して相談にのったりと、連携をとりながら進めているところでございます。広域連合にも、もちろん、同じような形で御相談にのったり、交付金を国からいただいておりますので、金銭面でお困りの点があれば、そちらの方でも交付金が活用できるように、国とも連携をとりながら進めているところでございます。

○議長（東会長）

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、他に何かございますか。

○松島委員

まず、2点ほど先に質問を行ってまいります。1点目ですけれども、資料3にあります、政策目標の5、「見守りネットワークの構築」についてでございます。愛知県では、資料1の施策12におきまして、平成28年10月19日に消費者安全確保地域協議会を設置されたことは、とても前向きな取組結果であり、素晴らしいことだと思います。施策13にも関連してまいりますけれども、今後、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置について、引き続き呼びかけを行っていただきまして、消費者の日常生活の場である、地域の環境整備の促進に御尽力いただけましたらと思います。また、地域における高齢者等の見守り活動の拡大についてですけれども、その基盤となる高齢者等見守りネットワークの構築にあたり、愛知県の地域特性を踏まえて、どのように今後取り組まれていくのか、その点について、教えていただけましたらと存じます。資料5の1（4）、（5）にも記載がございますけれども、活動の担い手の確保、スキル、継続性及び他職種連携については、どの活動においても大変苦勞するところであるかと思っております。ネットワークを構築していくうえで、その調整役である愛知県が、配慮されている点についても伺えましたらと存じます。

そして、2点目ですけれども、資料2では、「愛知県 HACCP 導入施設認定制度」に基づく新規認定施設数が、目標値が毎年度5施設であるところ、28年度の実績では、1施設にとどまっております。資料1の施策評価においても、施策75は、27年度はAであったところ、28年度はCになっております。実績が伸びなかった理由と、今後の改善策について教えていただけましたらと存じます。HACCPは食の安全・安心を確保していくうえで、ひとつの指標ともなるものでもあり、ぜひ事業者に取り組んでいただきたいものであると思っております。また、消費者にとっても HACCP の取組を知ることで、食に関するリスクコミュニケーションの手段のひとつとなっていくことも、大変期待をされておりますので、その意味でもぜひ推進していただけたらと思います。もうひとつ、施策74の「生産から消費までの一貫した安全対策」においても、評価が27年度はAであったところ、28年度はBへと下がっております。食の安全・安心を確保していくためにも、施策74、75については、29年度は再びA評価になるよう取り組みを進めていただきたいと思っております。

そして最後に、消費者教育の推進ということで、主体性のある消費者の育成、資料2にごさいますけれども、資料を見ましても、愛知県は、みな、計画目標を軽く上回るような実績を出していただきまして、すごく消費者教育推進については、充実している地域だと感じております。新しく消費生活情報に関するメールマガジンの登録件数を1,500件ということで、29年9月、今年から事業開始ということでございますので、これも、すごく軌道に乗っていきますように、私も楽しみにしております。ぜひ登録させていただきたいと思っておりますので、頑張って推進していただけたらと思いました。

○議長（東会長）

ありがとうございました。ただいま、御質問と御意見をいろいろいただきました。1点目が、見守りネットワーク、高齢者の見守り等に関する件について、御質問がございました。2点目が HACCP、それから食の安全・安心に関する件、3点目が消費者教育に関する件でございます。3点目は、メールマガジンのことですが、御意見というか御期待ということだったと思っておりますので、1点目、2点目の御質問につきまして御回答をお願いしたいと思います。

○事務局（平松主幹）

見守りネットワークの件でございますけれども、委員御指摘のとおり、高齢者の消費者被害というのが大変深刻化しております、高齢者の周りの方々が、高齢者の異変に素早く気がついて、その異変に気がついた場合には、消費生活センターなどの相談機関につなぐという役割が重要だと、そういう見守りが大事だと考えております。また、県内の市町村におきましては、消費生活センターがようやく立ち上がってきたところでございますので、これから、行政として、地域で、市町村単位で見守りネットワークを作っていただくように、私共も呼びかけてまいりたいと思います。さきほどの資料2にございましたように、消費者被害の防止に取り組む見守りネットワークの人口カバー率がゼロということでございますが、これは、法定協議会というわけではございませんが、県の健康福祉部からは、何らかの見守りネットワーク、市町村の会議体があると伺っておりますので、県の健康福祉部と連携しながら、今年度、市町村の実態調査に努めまして、その中で、消費者被害の防止に取り組むネットワークがどれだけあるのかということをもとに正確に把握しまして、今後、その調査結果を、市町村の設置に役立てていけるようにしていきたいと思っております。いずれにしましても、この見守りの鍵となるのは、消費生活センターが鍵となるわけでございますので、市町村におきましても、消費生活センターの役割とか存在を知っていただいて、周りの方々に素早く消費生活センターにつないでいただけるよう、私共も一生懸命機運を高めてまいりたいと考えております。

○事務局（青木主幹）

続きまして、HACCPの関係でございます。施策担当課は健康福祉部の生活衛生課でございます。私自身もそちらの方の協議会に先日参加させていただきましたが、国の方で HACCP 制度の義務化が検討されているということで、その関係もあって、取得認定について事業者の方が先送りしているのではないかというようなお話がございました。いずれにしても国の動向を見ながら、制度そのものについても一生懸命取り組んでまいりたいとうことでございましたので、その旨を御報告させていただきます。アクションプランの方も一生懸命取り組んでいきたいということでお話を承っております。

○議長（東会長）

ありがとうございました。今もございましたけれども、この見守りネットワーク、

消費者安全確保地域協議会の設置につきましては、やはりひとつの大きな課題ですよ。おそらくほかのところでも、なかなか消費者行政単独でというのは、少ないと思います。さきほど健康福祉部とおっしゃっていましたが、おそらく、そういったところでは、類似の見守りをされていると思いますので、ぜひ調査をされたうえで、また、必要なところに適切にネットワークを構築していただきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。全体としてはかなりいい評価が得られているというふうにも思いますけれども、部分部分で、御質問などございましたら、いただきたいと思います。さきほどから消費者教育のことを申し上げておりましたけれども、学校関係の委員の方で、嶋田委員、何かございますでしょうか。

○嶋田委員

高校の代表ということで、お礼とお願いということでお話をさせていただきます。高校生を取り巻く社会というのは本当に今、いろいろな面で危険が潜んでいるというところでもあります。消費者教育についても、学習指導要領の中でも重きを置くようにということで謳われておりますので、なかなか時間がないところで、家庭科でありますとか、公民、それから専門学科だと商業などで、主にやっております。そういう中で、県民生活部さんに作っていただく、この消費生活情報誌「あいち暮らしっく」であるとか、それから教員の資料は、非常にありがたいと思っております。これを増し刷りさせていただいて、かなりの学校が授業で使っていると言っておりますが、子どもたちは、非常に、インターネット等で刺激のある生活をしておりますので、ぜひ生々しい事例を具体的に載せていただくと、より子どもたちの理解が深まると思っております。教科書の中で、理論的な押さえはするようになっておりますので、教員が一番ほしいものというのは、具体的な事例ですね、いい事例、悪い事例、全てそういうものを具体的に載せていただくと、これから消費者教育を進めるうえで大変参考になると思いますので、お願いを申し上げたいと思います。

○議長（東会長）

ありがとうございました。十河委員はいかがでしょう。小中学校の方では。

○十河委員

小学校でも中学校でも、非常に見過ごすことができない分野であることは確かで、いろいろな切り口から実際はやっているという現状です。嶋田校長先生がおっしゃられたように具体的な事例があると、特に小さい子達は一番分かりやすいということで、私も同じような考えを持っております。

○議長（東会長）

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。事業者関係のところはいかがでしょうか。商工会連合会の田中委員、いかがでしょうか。

○田中委員

愛知県商工会連合会の田中でございます。さきほども言われましたように、事例をいろいろとWEBサイトで開示していただくことは大変ありがたいですね。問題はどうすべきか、事例があったことに対してどう対処するか、対処の仕方を出さないと効果がない。それから、HACCPの問題も大変大きな課題になっていると。それには事業所の予算等と補助金等があるわけですね。必要不可欠であるのですけれども、なかなか難しい現状が、県の健康福祉部の方から説明されたとおりでございまして、そのあたりのことが大きな難しい課題になると思います。食の安全・安心というのは、これから大きな大きな日本を動かす食ですから、あまり身体に良くないものは摂らないようにということですね。事業所は一部上場からいろいろありますけれども、そのあたりのことに国自体が真剣に取り組んでいただいて、人体に影響のあるものは極力避けていただきたい。これは国の問題ですが、県として、小中高、若者、成年の方にですね、長生きできるような食の安全・安心、一番基本でございますから、こういったものをお願いしたいなど、そういうふうに思います。

○議長（東会長）

ありがとうございました。時間も限られていますので、消費者団体の方で、村上委員、何かございますか。

○村上委員

さきほど質問にもありました、高齢者の見守りネットワークの方ですけれども、私たち婦人会の方でも、私たち自身が高齢者になっておりますので、高齢者が高齢

者を見守るという形で取り組んでおります。行政からの依頼もあり、私たちの方からも、お友達、仲間として面倒を見るというか、見守るというところまではいかないのですけれども、末永く仲良く行動ができればという形で取り組んでおります。

○山崎委員

愛知県生活学校運動推進協議会の山崎と申します。よろしくお願ひいたします。県の生活学校としましては、今月、出前講座で、食品ロスと消費者被害の講座、2つお話を聞かせていただきました。いろいろなお話をされるのですが、その中で、具体的なお話をクイズでやっていただきました。お話を聞いているとなんとなく分かったような気になっておりましたが、クイズをやってみますと、けっこう間違っただうに思っていたり、勘違いしていることも、特に、消費者被害の方はありまして、こういう講座も時々やるといいなというふうに感じました。

○議長（東会長）

ありがとうございます。そろそろ、予定のお時間ではございますけれども、他に消費者代表の方、事業者代表の方、あるいは学識の弁護士の先生方、柳原先生、何かございましたら、ぜひ挙手をお願いしたいと思いますけれども。概ねよろしいでしょうか。はい。それでは、この安心プランに関する審議はこれで終了させていただきます。当審議会といたしましては、各施策は順調に実施されていると認めると、いうことにさせていただきますよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

ありがとうございます。それでは、そのように確認・評価することといたします。また次年度に向けましていろいろ御意見もいただいたところでございますので、どうぞさらにこの施策につきまして、今年度に引き続き、より高い目標に向けて実施していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

本日の議事はこの1件のみでございますので、議事といたしましては、ここまでとさせていただきます。

4 報 告

平成 29 年度愛知県消費者教育推進地域協議会における報告について

○議長（東会長）

続きまして、報告に移りたいと思います。「平成 29 年度愛知県消費者教育推進地域協議会における報告について」でございます。重ねてではございますが、この審議会が、消費者教育推進地域協議会としても位置づけられているということでございますので、関連事業等につきまして、事務局から御報告を受けたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

○事務局（平松主幹）

（資料 4、5 に基づき報告）

○議長（東会長）

ありがとうございました。ただいま、「平成 29 年度愛知県消費者教育推進地域協議会における報告」ということで、2 点ですね、資料 4 からトラブルに関するお話、資料 5 から今年度の消費者教育・啓発事業についてということで、まとめて御報告をいただいたところでございます。トラブル情報の方は、既に皆様御承知のとおりデジタルコンテンツに関して、年齢を問わずに増えてきていたり、健康食品等が知らないうちに定期購入になっていたりですね、いろいろな被害が出ております。また、消費者教育・啓発事業については、さきほどからちょうど御質問が出ている高齢者のことや学校のことや資料、冊子やのことやその他いくつかお話をいただきました。新しいものとしては、1（4）、（5）、3（7）ですね、このあたりが新しいものだと思います。何か御質問などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。かなり、さきほど御審議いただいたものと重なって、既に御意見をいただいているところもございますので、特段、御意見もないようでしたら、こちらの報告につきましても、終了させていただきたいと思います。

それでは、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり御審議をいただきましてありがとうございました。進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

5 閉 会

○事務局（柴田県民生活課長）

ありがとうございました。

これを持ちまして愛知県消費生活審議会を終了させていただきます。

本日、皆様方からいただきました御意見を参考として、今後とも、消費者行政を推進して参ります。今後とも、御指導、御支援のほどよろしくお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

平成 29 年度第 1 回 愛知県消費生活審議会次第

日 時 平成 29 年 7 月 31 日 (月)
午後 2 時から午後 3 時 30 分まで
場 所 愛知県庁本庁舎 6 階 正庁

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

あいち消費者安心プラン 2019 の実施状況の確認・評価について

4 報 告

平成 29 年度愛知県消費者教育推進地域協議会における報告について

5 閉 会

平成 29 年度第 1 回愛知県消費生活審議会配付資料一覧

- ・ 次第
- ・ 配席図
- ・ 委員名簿

- 【資料 1】 あいち消費者安心プラン 2019 平成 28 年度施策実施状況
- 【資料 2】 あいち消費者安心プラン 2019 数値目標等 《平成 28 年度実績》
- 【資料 3】 「地方消費者行政強化作戦」及び本県の対応状況
- 【資料 4】 「消費者トラブル情報」＜あいちクリオ通信 平成 29 年 6 月号＞
- 【資料 5】 平成 29 年度の消費者教育・啓発事業について
- 【資料 6】 愛知県消費生活審議会規則
- 【資料 7】 愛知県消費者教育推進地域協議会設置要綱

【参考資料】

- ・ あいち消費者安心プラン 2019 冊子
- ・ 愛知県消費生活総合センター&消費生活相談室
愛知県県民相談・情報センター&県民相談室 案内リーフレット
- ・ あいち暮らしっく No.121 ～若者向け特集号～（平成 28 年 12 月発行）
- ・ あいち暮らしっく No.122（平成 29 年 2 月発行）
- ・ あいち暮らしっく No.123（平成 29 年 5 月発行）
- ・ あいち暮らしっく No.124（平成 29 年 7 月発行）
- ・ あいち消費生活情報メールマガジンを配信します！